

小規模企業振興基本法と 地方自治体の中小企業振興基本条例

渡 辺 俊 三
(名 城 大 学)
教 授



今では旧聞に属するが、2014年の通常国会において、「小規模企業振興基本法（小規模基本法という）」と「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法という）」が可決・成立した。中小企業庁のHPでは、小規模基本法と小規模支援法の制定の目的は、中小企業基本法の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当て、小規模企業活性化を進めることにあるという。小規模基本法は、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するため、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するもの、また、小規模支援法は、小規模事業者の経営相談にに応じてきた商工会及び商工会議所が、市町村や地域の金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取組を強力に支援するための体制を整備するもの、と説明されている。

そして2014年10月には、小規模基本法に基づいて、4つの目標・10の重点施策からなる「小規模企業振興基本計画」が発表され、小規模企業対策が本格化しつつある。

小規模基本法が制定されたからと言って、小規模企業が中小企業と切り離されて存在するようになるわけではない。小規模企業は中小企業の一部を構成するのである。これは中小企業論の研究者の間では異論の余地がない。例えば、10年間隔で日本の中小企業研究の成果を整理している『日本の中小企業研究』では、第2期（1980－1989年）までは「零細企業」という章を設けて小規模企業に関する研究をレビューしてきた。ただし第3期（1990－1999年）に入ると「零細企業・小規模企業」に名称を変え、第4期（2000－2009年）に入ると「小企業」に変更されている。

小規模企業が中小企業の一部であるのは言うまでもないとしても、小規模企業の独自性に目を向けよという主張は、小規模企業者自身の中にあつた。中小企業のなかに包摂されてきた小規模企業者の不満を、われわれはしばしば見聞きする。これは1963年に制定された中小企業基本法では、1章をあてて小規模企業対策を述べていたにもかかわらず、1999年に改正された新中小企業基本法では、小規模企業対策は総則中の1条となってしまったことと無関係ではな

い（通商産業政策史編集委員会編『通商産業政策史 12 中小企業政策 1980－2000』産業経済調査会2013年1245頁）。小規模企業の存在が軽く扱われていたことに対する小規模企業者の不満である。中小企業基本法と並んで小規模基本法を制定することにより、小規模企業にもっと光を当てようと言うのである。

他方、地方自治体の中小企業施策を見ると、中小企業振興基本条例（基本条例という）の制定が進んでいる。2014年12月末現在で、基本条例を制定している都道府県は29団体あった。区市町レベルになると、2013年末時点で113区市町と言うが（中小企業家同友会全国協議会『中小企業憲章・条例推進ハンドブック（改定版）』71頁）、その後制定されたものもあるはずである。基本条例は、1979年に東京都墨田区で最初に制定され、1990年代に東京都の各区で制定されてきた。これが都道府県レベルにまで普及したのは、1999年の中小企業基本法の改正と無関係ではない。中小企業基本法には第6条の中で、「地方公共団体は、基本理念（基本法第3条…筆者注）にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と書かれている。そして2002年の埼玉県の基本条例制定を皮切りにして、現在進行形で基本条例づくりが進められている。また2011年6月の中小企業憲章の閣議決定以来、中小企業家同友会全国協議会をはじめとして、各種中小企業団体は基本条例の制定運動に取り組んでいるし、地方自治体の首長選において基本条例の制定を選挙公約に掲げる候補者も現れている。

こうした状況を踏まえると、地方自治体では、小規模基本法と基本条例との関係の整理が必要になってくるだろう。基本条例の中に小規模企業振興をどのように組み入れるのかということである。各地方自治体の基本条例を読むと「小規模企業者への配慮」は語られているが、小規模基本法に言われているような内容については書かれていない。

小規模基本法と基本条例との関係を考える場合、基本条例が制定されてない自治体と、制定されている自治体に分けると整理しやすい。

前者の場合、基本条例の中に小規模企業振興策を組み込めば済む。例えば三重県の場合、中小企業振興基本条例を制定するときに合わせて、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を制定した（2014年3月27日施行）。これなどは小規模基本法を先取りした基本条例の例である。

後者の場合、第1の対応は、基本条例を改正する方法がある。例えば、「日経テレコン」によって地方紙を調べると、富山県（『富山新聞』2014年8月7日）と熊本県（『熊本日日新聞』朝刊2014年8月8日）では、基本条例の改正が持ち上がっているようである。第2の対応は、小規模基本法の制定を推進してきた全国商工会連合会の会長である石澤義文氏が語っていることだが（『日刊工業新聞』2014年8月1日）、中小企業振興基本条例とは別に、小規模企業振興基本条例を策定する方法がある。いずれの方法が妥当かは一概に言えないが、基本条例の中にも小規模企業振興の精神を生かす必要が出てきたということである。